令和 5年度

千葉県社会福祉協議会交通遺児援護基金

子どもの怪場所づくり

応援事業助成金

> 令和5年 1月27日金

金額

1団体上限 **10**万円

※当日消印有効



千葉県内において実施する、 子どもの居場所づくりに 取り組む団体に対して 助成します。

子ども 食堂

学習 支援

プレイパーク

その他の 居場所 (体験活動、多世代

対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に 実施する事業

対象団体

県民が主体となって自発的に子どもの居場所づくりに 取り組んでいる非営利団体

※法人格の有無は問いません。

※宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体、政党を推薦、 支持、反対することを目的とした団体、又は暴力団若しくは暴力 団員の統制下にある団体は除きます。

対象経費

子どもの居場所づくりに要する費用

(給食材料費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、旅費 交通費、光熱水費、燃料費、会議費、人件費、諸謝金など、事業に 直接・間接に必要な経費)

応募方法

応募用紙(募集要項·申請様式)

本会ホームページからダウンロード できます。

http://www.chibakenshakyo.com ⇒「千葉県社協からのお知らせ」内

2 提出方法

応募書類を郵送してください。 (ファックス、Eメールは受理しません。) また、提出いただいた応募書類は 返却しません。

3 提出先

千葉県社会福祉協議会 総務部

※他の助成金・補助金等の支援を受けていても申請できます。

※詳しくは募集要項をご覧ください。 ※審査の結果は、令和5年3月下旬までに書面でお知らせします。

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 総務部

提出・ 問い合わせ先 〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2階
TEL/043-245-1101 FAX/043-244-5201 本会ホームページ/ http://www.chibakenshakyo.com



年月

申請者

県社協

令和4年 12月19日~

助成金交付申請書等の提出

提出期限

~令和5年1月27日(金)

提出書類

- ①助成金交付申請書(様式1)
- ②事業計画書(様式2)
- ③収支予算書(見積書等の写し添付)(様式3)
- 4団体概要(パンプレット等添付)(様式4)
- ⑤団体等構成員名簿(様式5)
- ⑥団体目的等についての確認書(様式6)
- ⑦団体等の規約、定款その他これらに類する書類
- ⑧団体等の直近の収支決算書
- 9その他、事業の参考となる資料



- ①審査・選考
- ②助成金交付決定通知書(様式7)又は 助成金不交付決定通知書(様式8)の 送付





令和5年 4月1日

令和6年 3月31日

助成金概算払請求書(様式15)の 提出

提出期限

~令和5年4月上旬

※事業の変更・中止・廃止をするときは、 承認申請書(様式9)の提出が必要です。 指定口座へ振込

交付予定日 4月中旬

令和6年 4月~

事業実績報告書等の提出

提出期限

~令和6年4月末日までに

提出書類

- ①実績報告書(様式11)
- ②事業実績書(様式12)
- ③収支決算書(領収書等の写し添付)(様式13)
- ④その他事業実績の参考となる資料(成果品、写真等)

5月中旬までに

助成金確定通知書(様式14)の送付 ※助成金に残額が生じた場合等は、 返還が必要になります。



千葉県社会福祉協議会交通遺児援護基金について

千葉県社会福祉協議会では、昭和52年に交通遺児援護基金を設立し、県内の交通遺児に対して見舞金や勉学奨 励金等を支給する事業に取り組んできました。

しかしながら、基金設立当時の交通戦争と呼ばれていた状況は大きく改善し、少子化を背景として交通遺児は著しく 減少しています。 一方、 日本の子どもの7人に1人が貧困状態といわれており、コロナ禍において困難を抱える子どもたち の環境はますます厳しくなっています。

このような状況を踏まえ、本会は、交通遺児援護激励事業は現行どおり継続することを前提に、子どもの健全な育成 を支援するため、様々な形で子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体に対して助成する事業を行います。

葉県社会福祉協議会 総務部 TEL:043-245-1101

※千葉県社会福祉協議会では、ボランティア団体、NPO等が行う市民福祉活動に対して、別途「千葉県地域ぐるみ福祉振興基金 市民福祉活動団体助成事業」も行っています。